

令和5年度 群馬県立渋川青翠高等学校部活動方針

令和5年4月～

1 部活動の意義

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本校の設置部活動

運動部16(1) 文化部11(4) 計27(5)部(同好会)を設置する。

【運動部】

野球 ソフトテニス(男) ソフトテニス(女) バレーボール バスケットボール(男)
バスケットボール(女) サッカー 剣道 柔道 空手道 バドミントン(男) バドミントン(女)
弓道 卓球(男) 卓球(女) ダンス

【文化部】

茶道 美術 吹奏楽 食物 イラストアニメ JRC コンピュータ 華道 文芸 箏曲 和太鼓
<同好会> テニス 写真 簿記 書道 演劇

3 本校部活動の目標

- (1) 部活動をとおして、逞しく粘り強い精神と体力、豊かな感性を養成し、好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 活動をとおして、礼儀・挨拶・返事・清掃等社会に出て役立つ態度や習慣を育成する。
- (3) 自主的・主体的で活発な活動を促し、学校全体の活性化を図る。

4 具体的な指導方針

(1) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・学期中は週1日以上休養日を設定する。
- ・休養日は家庭学習に取り組ませるなど有意義に活用させ、学業との両立が図れるよう配慮する。

※大会参加等により、やむを得ず週1日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間も検討する。

③ 活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校休業日では4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿や大会前練習等で、活動時間を延長する場合は保護者の承諾を得て実施する。

④ 朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮して実施する。

⑤ その他

- ・年間スケジュールを作成する。
- ・定期試験前には、学習時間が確保できるよう十分に配慮する。原則として試験前1週間は、活動を自粛する。

(2) 安全対策について

- ① 職員、生徒は、事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- ② 顧問は、生徒の健康状態を常に把握し指導にあたる。
- ③ 生徒は、栄養、睡眠等に配慮し、体調管理に努める。
- ④ 事故等発生時の初期対応（応急処置救急車要請管理職や保護者への報告）について確認する。

※ A E D設置場所職員室体育教官室

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症については、群馬県作成のガイドラインに基づき、予防対策を講じた上で取り組む。

(3) 経費について

- ① 活動に係る経費を生徒会費から補助する。
- ② 各部において部費を徴収する場合は、保護者の理解を得た上で金額を決定する。
- ③ 帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

5 その他

(1) 外部指導者について

- ① 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに教職員の負担軽減のため外部指導者の活用を検討する。活用にあたっては校長の了解を得る。
- ② 活用する場合は、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問の役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせる。

(2) 活動計画・活動実績書の提出について

- ① 毎月活動計画を作成、管理職に提出する。（提出日前月末まで）
- ② 一か月終了後、活動実績を管理職に提出するとともに活動内容等を振り返る。

(3) 部活動検討委員会について

- ① 学期に1回開催し、各部の取組状況や課題を協議する。
- ② 学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言をいただく。

(4) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁じられていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。

【参考】指導の充実のために必要とされる7つの事項（文科省）

- 1 学校組織全体による部活動の運営
- 2 各学校、各部活動ごとの適切な指導体制の整備
- 3 指導の目標や内容を明確にした計画の策定
- 4 生徒の意欲や自主的、自発的な活動の促進
- 5 体罰の禁止
- 6 科学的な指導内容、方法の積極的導入
- 7 指導力発揮のための継続的な資質の向上